

# 【墨田区】令和元年10月以降 補助限度額表(年額)

(私学助成の私立幼稚園の保育料・入園料補助金)

階層	第1子		第2子		第3子以降	
	月額換算	年額換算	月額換算	年額換算	月額換算	年額換算
A	約41,866	502,400 円以内	約41,866	502,400 円以内	約41,866	502,400 円以内
B	約38,866	466,400 円以内	約41,866	502,400 円以内	約41,866	502,400 円以内
C	30,100	361,200 円以内	約36,783	441,400 円以内	約41,866	502,400 円以内
D	27,500	330,000 円以内	約31,016	372,200 円以内	約41,266	495,200 円以内
E	27,500	330,000 円以内	約27,833	334,000 円以内	約40,666	488,000 円以内
F	27,500	330,000 円以内	27,500	330,000 円以内	約35,666	428,000 円以内

・「国(旧:就園奨励費、現:子育て支援施設等利用給付金)」「東京都・墨田区(保育料補助金・入園料補助金)」の補助限度額(年額)を合計した表です(令和元年度は年額換算の半分が対象)。月額換算で実際に園に支払った額が表の額を下回る場合は、園に支払った額が「補助額」となります。

・多子世帯(子どもが2人以上の世帯)で、D～F階層は小学校3年生まで、A～C階層は年齢制限なく、きょうだいと数えます。生計が同一の子どもを対象としますので、同居していない場合は、税の扶養等、生計が同一であることがわかる書類をご提出ください。

・園児の属する世帯で、2人以上(祖父母を含む)所得がある場合は、園児との続柄・扶養関係・生活実態等により税額を合算します。生計の中心者が単身赴任等により園児と別世帯の場合は、税の確認できる書類等の提出が必要となることがあります。

・「A～C階層」及び「D～F階層の第3子以降」は副食費の補足給付の対象となります。

・入園料としての補助は、入園料を支払った当年度のみ対象となります。区独自補助4万円(表外、1人1回限り)のほか、表の限度額の範囲内で(都上乗せ分は除く)補助します。

## [階層の説明]

A	生活保護世帯、区民税もしくは区民税の所得割課税額が非課税の世帯でひとり親等
B	区民税もしくは区民税の所得割課税額が非課税の世帯 区民税の所得割課税額が1～77,100円の世帯でひとり親等
C	区民税の所得割課税額が1～77,100円の世帯
D	区民税の所得割課税額が77,101～211,200円の世帯
E	区民税の所得割課税額が211,201～256,300円の世帯
F	区民税の所得割課税額が256,301円以上の世帯

・税が未確定の世帯は補助金交付の対象となりませんので、未申告の場合は申告をお願いします。

・区民税(転入等により市町村民税の場合もあり)の所得割課税額は、「租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除」「寄付金税額控除」「外国税額控除」「配当控除」等の適用前の額となります。

・区民税が課税されている、婚姻歴のないひとり親家庭については、みなし寡婦(夫)控除を適用し課税額を算出します。詳細についてはお問合せください。

問合せ先: 墨田区 子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育係 電話: 03-5608-1253